

議第 42 号

下呂市ふれあい広場条例について

下呂市ふれあい広場条例を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市ふれあい広場を設置するにあたり、施設の目的、使用等に関し、必要な事項を定めるため、当該条例を制定するもの。

下呂市ふれあい広場条例

(設置)

第1条 市民と観光客との憩いの場を提供し、市民相互又は市民と観光客との交流を促進するとともに、地域産業の振興に資するため、下呂市ふれあい広場（以下「広場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
下呂市ふれあい広場	下呂市森1132番地3

(使用の許可)

第3条 広場を使用しようとする者のうち、次に掲げる行為を行おうとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 行商、募金、その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために広場の全部又は一部を独占して利用すること。

2 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 広場又は附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) その他広場の管理上支障があると認められるとき。

(使用の制限)

第4条 市長は、次のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、許可を受けた使用の目的に違反したとき。

- (2) 使用者が、この条例又は市長の指示した事項に違反したとき。
- (3) 使用者が、許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) その他広場の管理上特に必要があると認められるとき。

2 前項各号の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(費用負担)

第5条 使用者は、広場で使用した実費の範囲内において、規則で定める費用を負担するものとする。

(特別の設備)

第6条 使用者は、特別の設備をし、若しくは広場に変更を加え、又は備付け以外の器具を持ち込んで使用しようとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、広場を許可目的以外の目的に使用し、又はその使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復義務)

第8条 使用者は、その使用が終わったとき、又は第4条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した広場又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第9条 使用者は、附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 市長が、使用者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めるときは、前項の規定による損害賠償の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市ふれあい広場条例要綱

1. 制定理由

下呂市ふれあい広場を設置するにあたり、施設の目的、使用等に関し、必要な事項を定めるため、当該条例を定めるものです。

2. 概要

(1) 設置

市民と観光客との憩いの場を提供し、市民相互又は市民と観光客との交流を促進するとともに、地域産業の振興に資するため、下呂市ふれあい広場を設置します。

(第1条関係)

(2) 名称及び位置

施設の名称、位置を定めます。

(第2条関係)

(3) 施設の使用

施設の使用許可、制限など使用者に求める事項について定めます。

(第3条、第4条、第5条、第6条関係)

(4) 目的外使用及び権利譲渡等の禁止

施設の目的外使用や権利譲渡等の禁止について定めます。

(第7条関係)

(5) 原状回復の義務

施設の使用を終了したときは、当該施設を原状に回復するものとします。

(第8条関係)

(6) 損害賠償

使用者が、自己の責任に帰すべき理由により施設に損害を与えたときには、使用者の責めに帰すことができない特別な事情があるときを除き、その損害を賠償しなければならないものとします。

(第9条関係)

(7) 委任

この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めるものとします。

(第 10 条関係)

(8) この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

(附則第 1 項関係)